

ホームページ掲載用

西陶器校区カルテ

平成 30 年 3 月

■校区カルテとは

校区カルテは、地域で取り組む災害発生時や平時の地域活動などにおける人的資源や物的資源を整理することで、自助・共助で取り組む災害対応力を「見える化」させることにより、地域による自助共助の活動を迅速確実に行えるようにする。また、これを行政と共有することで、行政が実施する災害時における公助を明確化し、効果的かつ効果的な支援を実施することにより人的被害や物的被害を最小限に食い止める。

また、自助共助における災害対応力を最新情報で様々な視点から評価分析することにより、自助・共助による災害対応力の強みと弱みを分析し、地域と行政が共にこれを共有する。これにより「強化すべき防災体制」や「更に発展すべき取り組み」について、地域と行政が共に考え実施すべき自主防災訓練を検討したり、日頃の備えの充実を図ることを目的として、同カルテを整備する。同カルテは地域と行政が共に情報を持ち寄り、適切に更新することで更なる地域防災力の充実と継続的な発展と向上を図る。

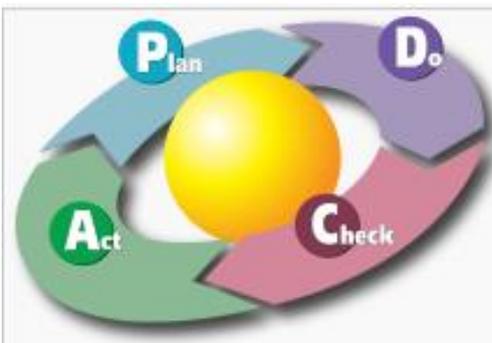
■校区カルテの活用方法

この校区カルテは、校区における取組内容や体制変更にともない適宜更新が必要であるが、人口情報や世帯情報などについては、基本的に毎年更新する。更新にあたっては、地域と行政が共に情報を持ち寄り共有し、共に検討を行うことで、年度ごとの目標や取組内容を相互に確認することを基本とする。

なお、同カルテの構成は校区の人的資源や物的資源などを整理した「資源情報」と校区の取組みや目標などを整理した「取組情報」、また災害発生時における体制や組織図などを整理した「組織情報」、各種名簿などを整理した「資料」、災害対応時に使用する「様式」で構成されている。「取組情報」や「組織情報」などについては、基本的な事項として毎年更新を前提としているものでなく必要に応じて適宜更新する。

■PDCAサイクルについて

このカルテをもとにPlan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、地域の防災力を持続的かつ発展的に進化させていく。



目次

1. 校区カルテの必要性	1
2. 校区の概要	2
1. 地勢	2
2. 人口、世帯数等	6
3. 被害想定	7
(1)地震・津波	7
(2)風水害	7
4. 施設・地域資源	9
3. 校区の取り組み	11
1. 校区の取り組み目標	11
(1)目指すべき校区の姿	11
(2)校区の課題	11
(3)年間の取り組み計画	11
(4)具体的な取り組み（例：イメージ）	12
2. 西陶器校区の防災組織について	13
(1)西陶器校区自主防災組織	13
(2)西陶器校区自治連合会	15
(3)西陶器校区福祉委員会	15
(4)地域コミュニティ活動における組織	15
【資料編】	
1. 災害対応関連施設の鍵の保管者名簿	資1
(1)災害時避難所（小学校、中学校、高校）	資1
(2)地域会館	資1
(3)消防ポンプ車	資1
(4)災害用資器材倉庫	資1
(5)災害用備蓄倉庫	資2
2. 災害時の連絡体制	資2
(1)無線機	資2
(2)災害時優先電話	資2
3. 指定避難所内災害用資器材・備蓄物資一覧	資3
4. 連合備蓄倉庫 資器材・備蓄物資一覧	資4

5. 最寄りのマンホールトイレ設置公園一覧.....	資 5
6. 校区内指定避難所一覧.....	資 5
7. 最寄りの広域避難場所一覧.....	資 6
8. 校区内一時避難場所一覧.....	資 6
9. 区内福祉避難所一覧.....	資 6
10. 区内防災関係機関連絡先一覧.....	資 6

【様式編】

災害被害状況報告書（第 報）.....	様 1
---------------------	-----

【参考資料】

1. 各組織と役割.....	参 1
(1) 校区非常対策本部.....	参 1
(2) 初動対策本部.....	参 2
(3) 各町会初動対策部.....	参 3
(4) 各班・隣組対策班.....	参 4
(5) 避難所運営本部.....	参 5
(6) 避難所運営班.....	参 7
2. 避難行動の流れと実施事項（大規模地震災害）.....	参 8
(1) 住民の避難行動の流れ.....	参 8
(2) 避難行動の内容.....	参 8
3. 災害（地震発生）時に配慮が必要な方々への対応.....	参 11
(1) 配慮が必要な方々.....	参 11
(2) 配慮が必要な方々への対応.....	参 11
4. 福祉避難所への搬送.....	参 11
(1) 福祉避難所とは.....	参 11
(2) 福祉避難所等への搬送.....	参 11

1. 校区カルテの必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年3月に発生した東日本大震災は未曾有の大災害となり、地震等によって多くの行政職員が被災するなど、行政自体が壊滅的な被害を受け、行政機能が部分的に麻痺した。

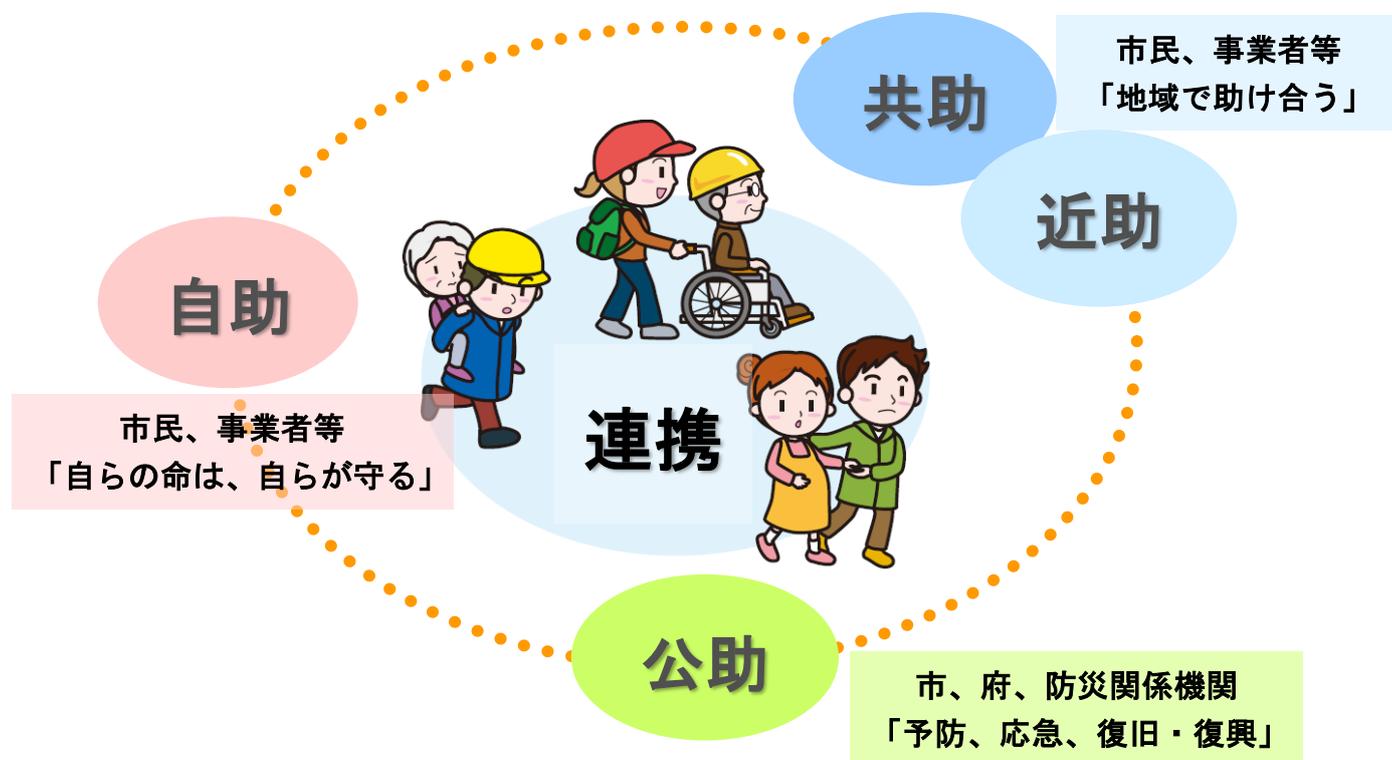
このため、本来被災者を支援すべき行政が支援に動くべきところが手が回らず、地域の方々による自助・共助が大きな推進力となった。

このように大規模災害時には、行政による公助にも限界があることが明らかとなり、自助・共助及び公助がうまく連携していかないと、災害対応がうまく機能しないことが改めて認識された。

さらに、今後発生が懸念される南海トラフ地震に備えても、自助・共助・近助の役割の重要性がより一層高まってきた。

このような既往大災害からの教訓等を踏まえ、大規模災害発災後のしばらくの間は、行政の支援が追いつかない場合も十分に考えられるため、地域住民が自発的に避難行動を行い、地域で助け合いながら救出・救助活動や避難所開設・運営等を行うことが重要となってくる。

これらを受けて、災害時に住民が大混乱に陥ることを防ぎ、円滑な避難行動等を支援するとともに、平常時からの防災活動への取り組みを推進できるように、校区の防災に関する考え方をとりまとめたものが、この校区カルテである。



2. 校区の概要

1. 地勢

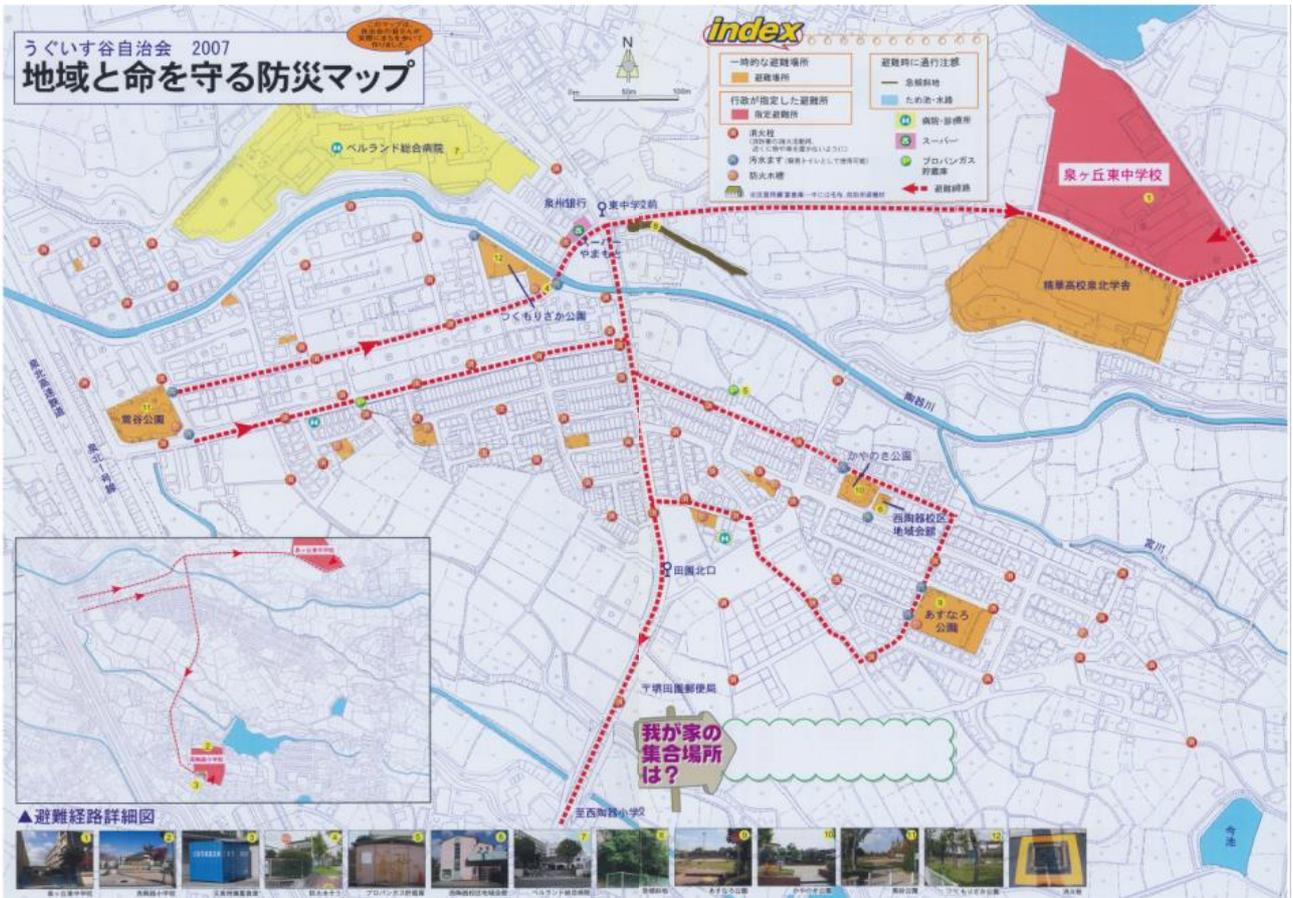
西陶器の校区名でも分かるように、古代から須恵器の産地であり、諸所に古墳や陶器の片が出るという、由緒ある土地柄である。

現在でも、伝統ある集落と新興集落が約半々を占め、それらに取り巻かれるように、田畑や森が存し、その中を三川が流れるという、自然と人間生活の調和がとれた風情が見られる。

全体的に起伏に富んだ地形であるが、一部急斜面に面した生活領域が見られ、土砂災害などに備えが必要である。



資料：Google マップ



西陶器校区防災マップ

(マグニチュード6以上)

世界の地震の23%がこんな小さな日本で発生

阪神・淡路大震災の死因の8割は建物倒壊によるものだった

まずは、住宅の耐震化を！

木造住宅簡易耐震診断窓口：堺市指導監察課 072-228-7482

(要予約・無料)

※堺市では特定の業者に委託しての訪問調査を行っておりませんのでご注意ください！

家が無事でも、家具は震度5強で転倒…

家具の転倒防止を！

- L型金具・ボール式・マット式などの転倒防止器具があります。
- 2種類以上の併用で効果が高いと書われています。
- ホームセンター等で購入し、設置しましょう。

家具の下敷きにならないためには…

寝室にはなるべく大きな家具を置かない！

お屋に大地震が発生！お父さんは会社、携帯電話はつながらない…
そんな時、あなたならどうしますか？

災害伝言ダイヤル「171」へ



家族の集合場所を決めておこう

※集合場所は避難場所となる近くの小学校などが良いでしょう。

我が家の集合場所は



もし地震が発生したら…



まずは持ち物などで頭を保護

- ガスは震度5以上の揺れで自動遮断します。
- 揺れの中、火元に近づくと湯や油でやけどを負います。



ドアや窓など出口を開放



けがをした場合は、自分で応急処置を行う。

(病院も被害を受けている可能性があります。)



ガスの元栓を締める



電気ブレーカーを落とす



家のメモで確認

- 自宅から避難する時は、避難先を書いたメモを家に残しておこう。
- 外から帰ってきた人は、まずは自宅に立ち寄ってメモを確認しよう。

援助物資が届くのは3日程度経ってから。

電気、水道がストップした場合、トイレの水も、飲む水も、食べるものもありません。自販機も使えません。

※阪神・淡路大震災の場合のライフラインの復旧日数

ガス：85日 水道：68日 電気：8日 電話：60日

※阪神・淡路大震災で最も困ったことは、

第1位：トイレの水 第2位：飲料水と食べ物の確保でした。

3日分の水・食料は各家庭で！

トイレ用水に…

前日のお風呂の水を一晩溜めておきましょう。

飲料水に…

2Lペットボトルを一人5本×家族の人数分

食料として…

常温保存が可能な食品(缶詰・瓶詰めの佃煮・根菜など)を多めに買い置きましょう。他には、缶入りパン、カンパン、水で戻せるアルファ米などが販売されています。



災害に備えよう

最低限これだけは！

- 懐中電灯・携帯ラジオ
 - ライター・簡易トイレ
- (ダンボール製のものがあると！)

こんなものも準備しよう！

防 御 に：軍手・ヘルメット・笛(助けを呼ぶため、身に付けましょう)

生 活 に：ばんそうこ・ティッシュ・ウエットティッシュ・タオル・レジャーシート・カップ・ラップ・缶きり・ビニール袋・乾電池・衣類・カイロ・ひざ掛け

連絡手段に：筆記用具・紙・ガムテープ(メモの貼付用)

そ の 他：貴重品・眼鏡や常備薬など必要なもの

※災害時でも取り出しやすい所に置いておきましょう。

※飛散したガラス等で怪我をしないよう、靴元にはスリッパを準備しましょう。

家族の安否が確認できたら…

隣近所で救出作業を：発生直後が勝負！

※生き埋めになった人の救出作業

生存者の割合は、初日で8割、2日目2割、3日目には誰も生きていなかった。(阪神・淡路大震災時の芦屋市の救出作業)

すぐに助けられることができるのは、隣近所だけ。日ごろからの付き合いを大切にしましょう。

避難する時は…

避難は徒歩、または自転車で！ 車・バイクは絶対使わないこと！

※道路は寸断されていて、車、オートバイは使えません。

- ・エレベーターには乗らず、階段で
- ・狭い路地や塀際、かけ、川べりなどに近づかないように
- ・電柱の倒壊、瓦・看板の落下に注意
- ・電線には触らない



災害用備蓄倉庫(小学校に設置している)に入っているものは？

仮設トイレ、発電機、毛布、ノコギリ、パールなど

水・食料は入っていません!!

あなたの家、家族は、大丈夫？

2. 人口、世帯数等

		西陶器校区 (1.367km ²)		中区 (17.88km ²)	堺市 (149.81km ²)
		住民基本台帳	自治会数値 /住民基本台帳数値 (自治会数値)	校区/中区 (数値)	校区/堺市 (数値)
総人口		6,795 人	-% (-人)	5.4% (125,146 人)	0.8% (845,625 人)
世帯数		2,935 世帯	44.80% (1,315 世帯)	5.4% (54,390 世帯)	0.8% (384,507 世帯)
世帯あたり 人員		2.3 人/世帯	-% (-人/世帯)	100% (2.3 人/世帯)	104.5% (2.2 人/世帯)
人口 ・世帯 年齢 別	0～4 歳	345 人	-% (-人)	5.9% (5,816 人)	1.0% (35,368 人)
	5～14 歳	545 人	-% (-人)	4.3% (12,561 人)	0.7% (79,203 人)
	15～64 歳	3,878 人	-% (-人)	5.1% (76,133 人)	0.8% (506,300 人)
	65 歳以上	2,027 人	-% (-人)	6.6% (30,636 人)	0.9% (224,754 人)
要配 慮者	高齢者 (65 歳以上)	2,027 人	-% (-人)	6.6% (30,636 人)	0.9% (224,754 人)
	要介護 要支援者	325 人	-% (-人)	5.2% (6,246 人)	0.7% (45,733 人)
	障がい者(※)	146 人	-% (-人)	5.0% (2,898 人)	0.7% (21,042 人)
	外国人	50 人	-% (-人)	-% (1,271 人)	-% (12,457 人)

* 堺市資料 (要介護要支援者 H28. 3、障がい者 H28. 4、その他 H28. 1)

※障がい者は避難行動要支援者リスト対象者のうち、視覚障がい・聴覚障がい・肢体障がい・内部障がいのある方

	西陶器校区	中区	堺市
就業者数	2,904 人	区内 20,999 人 区外 31,893 人	362,048 人
常住人口	6,275 人	123,007 人	838,392 人
昼間人口	—	113,552 人	790,933 人
流出超過人口	—	9,455 人	47,459 人
昼間夜間人口比率	—	92.3%	94.3%

* 平成 22 年度国勢調査

	小学生	中学生	高校生
校区内通学者数	306 人	167 人	164 人

* 堺市資料 (H28.1)

		西陶器校区	中区	堺市
建築物	一戸建	1,865 世帯	28,011 世帯	155,890 世帯
	長屋建	20 世帯	1,249 世帯	14,983 世帯
	共同住宅	484 世帯	17,264 世帯	169,146 世帯
	その他	1 世帯	77 世帯	580 世帯

* 平成 22 年度国勢調査

3. 被害想定

(1) 地震・津波

①上町断層帯地震 (中区)

被害想定	想定震度	6強	
	建物被害	全壊棟数	582 棟
		半壊棟数	522 棟
	人的被害	死者数(夕刻)	9 人
		負傷者数(夕刻)	69 人
想定浸水深	—		

*堺市資料

②南海トラフ巨大地震 (中区)

被害想定	想定震度	6弱	
	建物被害	全壊棟数	—
		半壊棟数	—
	人的被害	死者数(夕刻)	—
		負傷者数(夕刻)	—
想定浸水深	—		

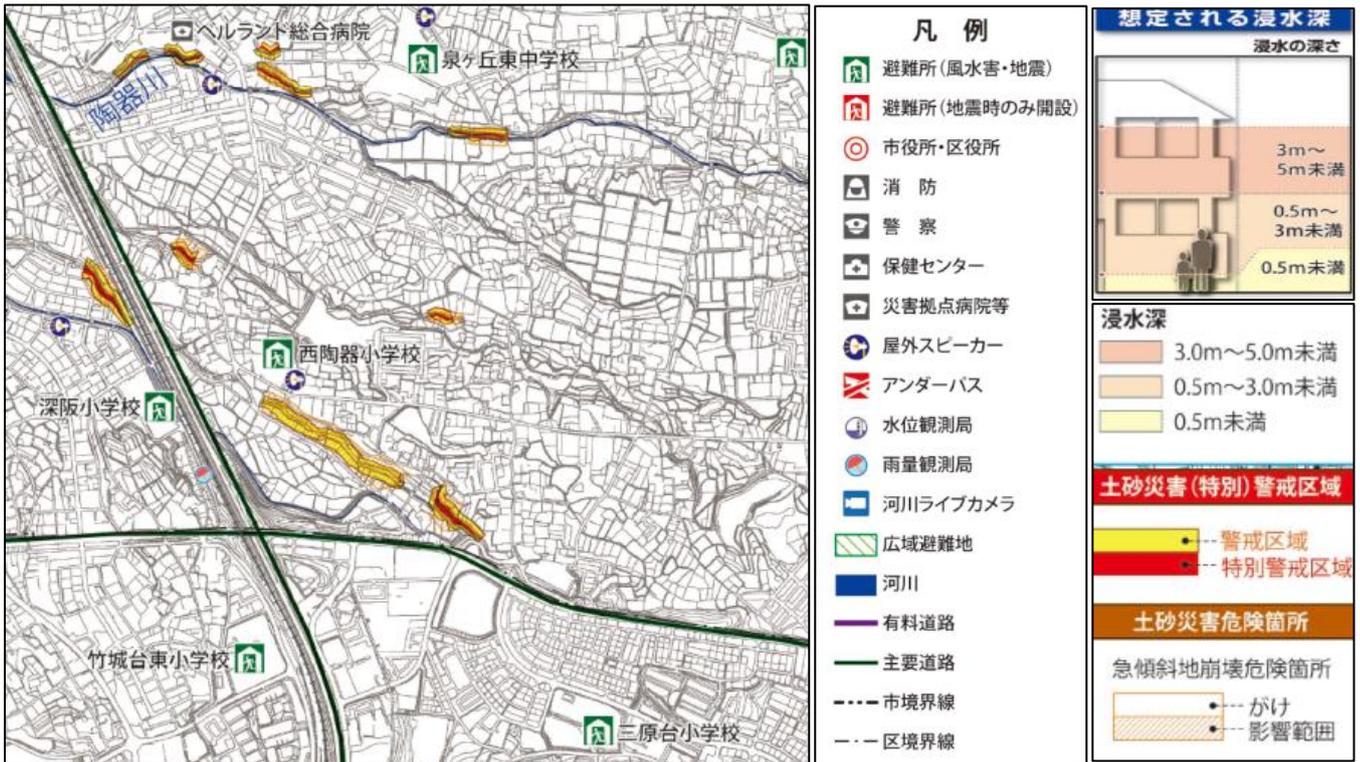
*堺市資料

(2) 風水害

①河川氾濫・土砂災害 (西陶器校区)

災害危険箇所の 指定状況	土石流危険溪流	—
	急傾斜地崩壊危険箇所	6 箇所
	地すべり危険箇所	—
	土砂災害警戒区域	6 区域
	土砂災害特別警戒区域	6 区域

*堺市資料



西陶器校区付近の土砂災害・洪水ハザードマップ

②地域が把握する危険箇所

土砂災害(特別)警戒区域

溜池・河川の崩壊・土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)

4. 施設・地域資源

防災関連施設等	消防署	中消防署	1 箇所	—
	警察署・交番		1 箇所	—
	その他防災施設		—	—
	消防施設	水防倉庫等	—	
		防火水槽	17 箇所	キショウブ広場、鶯谷公園、まてばしい公園、えんじゅ公園、めたせこいあ公園、あすなろ公園、やまゆり公園、きいちご公園、しおん公園、もんしろちょう公園、あかとんぼ公園、つくもりざか公園、こまどり緑地、くまのみ公園、つくすみれ公園、フッキソウ広場、辻之公民館
		消火栓	178 箇所	—
		防災井戸	—	—
	主な公共施設	公園	26 箇所	キショウブ広場、鶯谷公園、まてばしい公園、えんじゅ公園、めたせこいあ公園、あすなろ公園、やまゆり公園、きいちご公園、しおん公園、もんしろちょう公園、あかとんぼ公園、つくもりざか公園、こまどり緑地、くまのみ公園、つくすみれ公園、フッキソウ広場、辻之公民館、(以上、防火水槽に同じ) ろびにあ公園、さくらそう公園、かやのき公園、ひがんばな緑地、いとんぼ公園、ゆうかり緑道、しろちどり公園、ことどり公園、第 54-13 号公共緑地、こけもも広場
		指定避難所	2 箇所	西陶器小学校 泉ヶ丘東中学校
		広域避難地	—	—
	教育関連施設		3 箇所	西陶器小学校 泉ヶ丘東中学校 私立精華高等学校
	要配慮者関連施設	病院・診療所	5 箇所	[Redacted]
		社会福祉施設	1 箇所	
		幼稚園・保育園	1 箇所	
	防災倉庫	校区自主防災会	1 箇所	西陶器小学校内
防災行政無線(屋外スピーカー)		2 箇所	西陶器小学校近辺 陶器川つくもりざか公園付近	

地域の事業所	消防協力事業所		その他の事業所	
	事業所名称	事業内容(従業員数)	事業所名称	事業内容(従業員数)
	(株)西林工務店			
	加山建設(株)			
	(株)アート・ライフ			
	日本郵便株式会社 田園郵便局			
堺市農業協同組合 西陶器支所				

地域の人的資源	<input type="checkbox"/> 医師	人		<input type="checkbox"/> 被災住宅危険度判定士	人	
	<input type="checkbox"/> 看護師	人		<input type="checkbox"/> 外国語翻訳・通訳	人	
	<input type="checkbox"/> 保健師	人		<input type="checkbox"/> アマチュア無線技士	人	
	<input type="checkbox"/> 薬剤師	人		<input type="checkbox"/> 大型運転免許所有者	人	
	<input type="checkbox"/> 歯科医師	人		<input type="checkbox"/> 手話通訳	人	
	<input type="checkbox"/> 歯科衛生士	人		<input type="checkbox"/> 建設作業員	人	
	<input type="checkbox"/> 栄養士	人		<input type="checkbox"/> 福祉ボランティア	人	
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉士	人		<input type="checkbox"/> NPO	人	
	<input type="checkbox"/> 臨床心理士	人		<input type="checkbox"/> 事業者	人	
	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定士	人		<input type="checkbox"/> 行政OB	人	
	<input type="checkbox"/> 自衛隊OB	人		<input type="checkbox"/> 消防OB	人	
	<input type="checkbox"/> 介護士	人		<input type="checkbox"/> 警察OB	人	
	<input type="checkbox"/> 防災士	20人				

3. 校区の取り組み

1. 校区の取り組み目標

(1) 目指すべき校区の姿

断層帯地震の場合、被災地帯・世帯か否かによって、対応が全く異なることになるが、それ故にこそ、日頃から自助・近助の強化と、それと連携した共助・公助体制の確立が必要である。それ故 自治会役員・防災士を中心とした自主防災会が、不断の組織として機能するよう努めるとともに、地域や諸条件を超越した共助体制の確立を目指している。

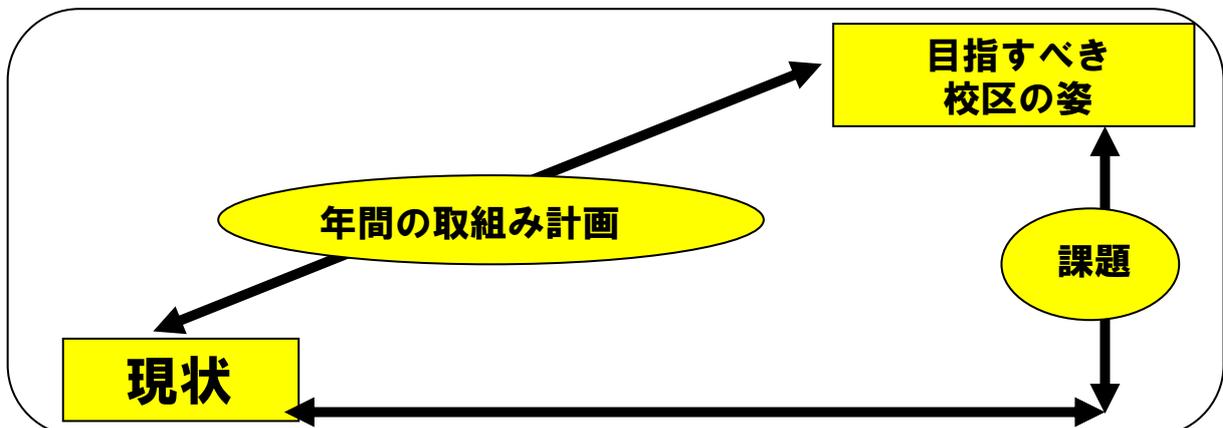
(2) 校区の課題

- 自主防災会の更なる強化のため、防災士の増員を図るとともに、校区全体の防災組織としての認知と意識の統一を図る。
- 防災の原点は、自助・近助にあることを再確認し、具体的な方策について啓発するとともに、出来る範囲で援助する。
- 自治会が防災・防犯の中心的役割を果たしていることを周知し、加入促進・コミュニティ関係の養生に努める。

(3) 年間の取り組み計画

- 防災士の増員
- 自主防災会 会議・救助訓練・防災物品点検・防災訓練予備訓練
- 防災物品購入
- 自主防災訓練 年 1回（12月第1日曜）

【参考（目指すべき校区の姿と課題、取り組み計画に関して）



(4) 具体的な取り組み (例: イメージ)

(4) 具体的な取り組み (例: イメージ)

具体的な取り組みにあたっては、チェックシート(案)を活用して、校区の地域防災力をチェックし、その結果を参考にしつつ、PDCAサイクルをまわすことによって改善を図ることが期待される。

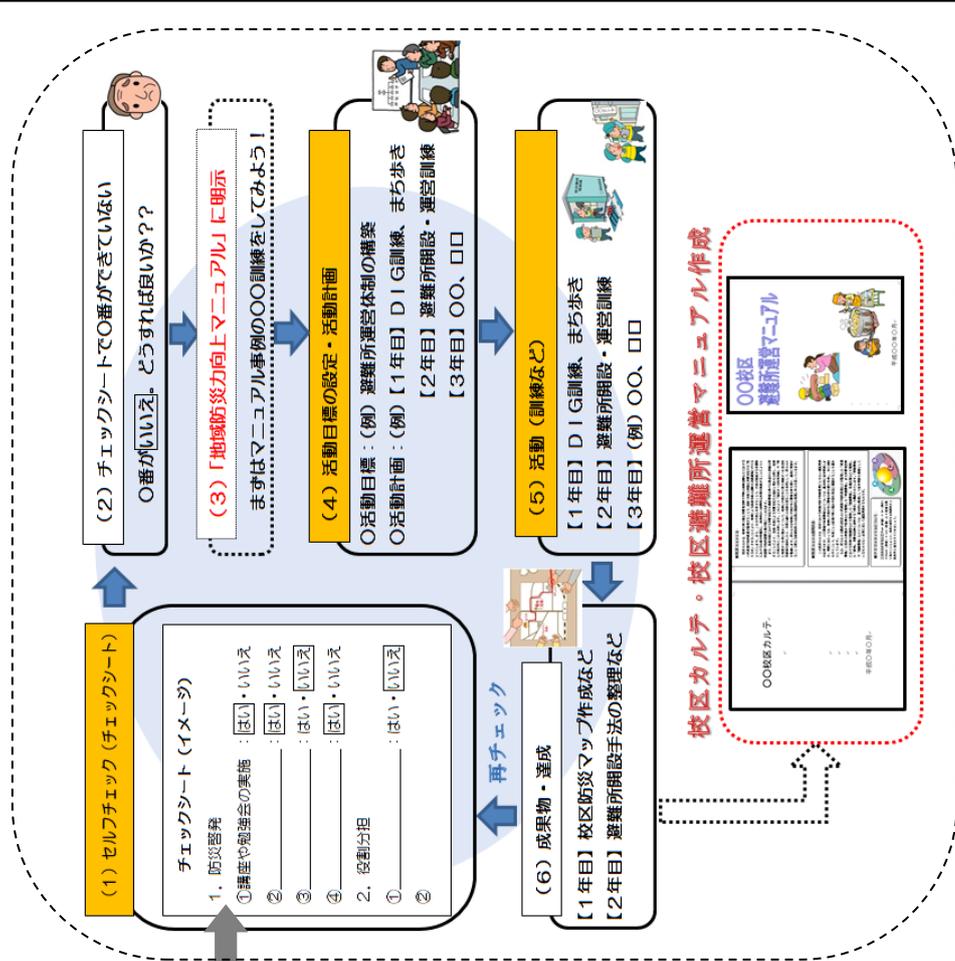
ここで、PDCAサイクルとは、防災活動などを円滑に進めるための方法の一つであり、

P (計画) → D (実施) → C (検証) → A (見直し) の4段階を繰り返すことによって、

活動を継続的に改善することができる。

■チェックシート(イメージ)

No	視点	No	設問	回答 (どちらかE○印)
1	意思決定	①	防災活動に関する話し合いの有無	はい
		②	防災活動計画の作成の有無	はい
2	ルール・役割 ・役割分担	③	ルール・役割に関する話し合いの有無	はい
		④	安否確認方法の有無	はい
3	防災資源管理 ・情報発信	⑤	防災マップ作成の有無	はい
		⑥	チラシ作成の有無	はい
4	活動継続 ・意識啓発	⑦	地域行事との連携の有無	はい
		⑧	自発的な防災訓練の実施	はい
		⑨	体験型学習の実施	はい
		⑩	防災に関する住民意識の把握	はい
		⑪	講座や勉強会の開催	はい
		⑫	HUG訓練の実施	はい
		⑬	ワークショップの実施	はい
		⑭	地域団体・組織との連携の有無	はい
5	専門機関との 連携・協力	⑮	学校との連携の有無	はい
		⑯	医療・福祉・企業等との連携の有無	はい
		⑰		はい
		⑱		はい



2. 西陶器校区の防災組織について

(1) 西陶器校区自主防災組織

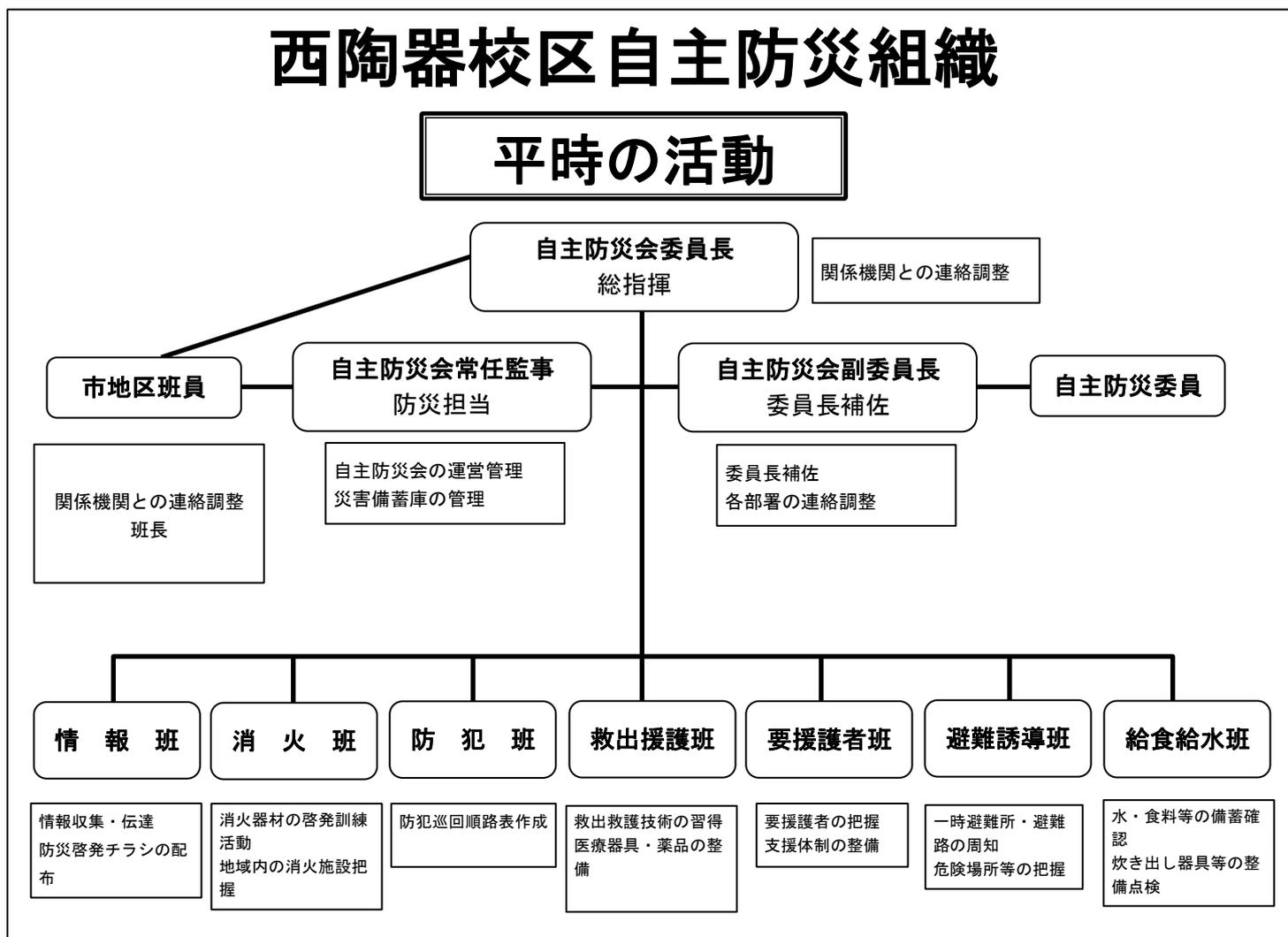
<平時>

▶平時の自主防災組織活動のイメージ

コミュニティにおける防災力を強化向上するため、平時における地域の取組みを活性化させることが最も重要である。西陶器校区では、「子育てサロン」や「ふれあい喫茶」、「バザー」の開催など平時におけるコミュニティ活動が非常に盛んである。このコミュニティ力を災害発生時に転用することで、結束力が強く風通しの良い組織運営が可能となる。

特に、災害発生時においては、高齢者や障害者・乳幼児のほか、妊産婦や外国人など配慮が必要な方々にきめ細やかに対応することが必要である。この際、女性の視点が重要といわれている。

▶平時の自主防災組織図

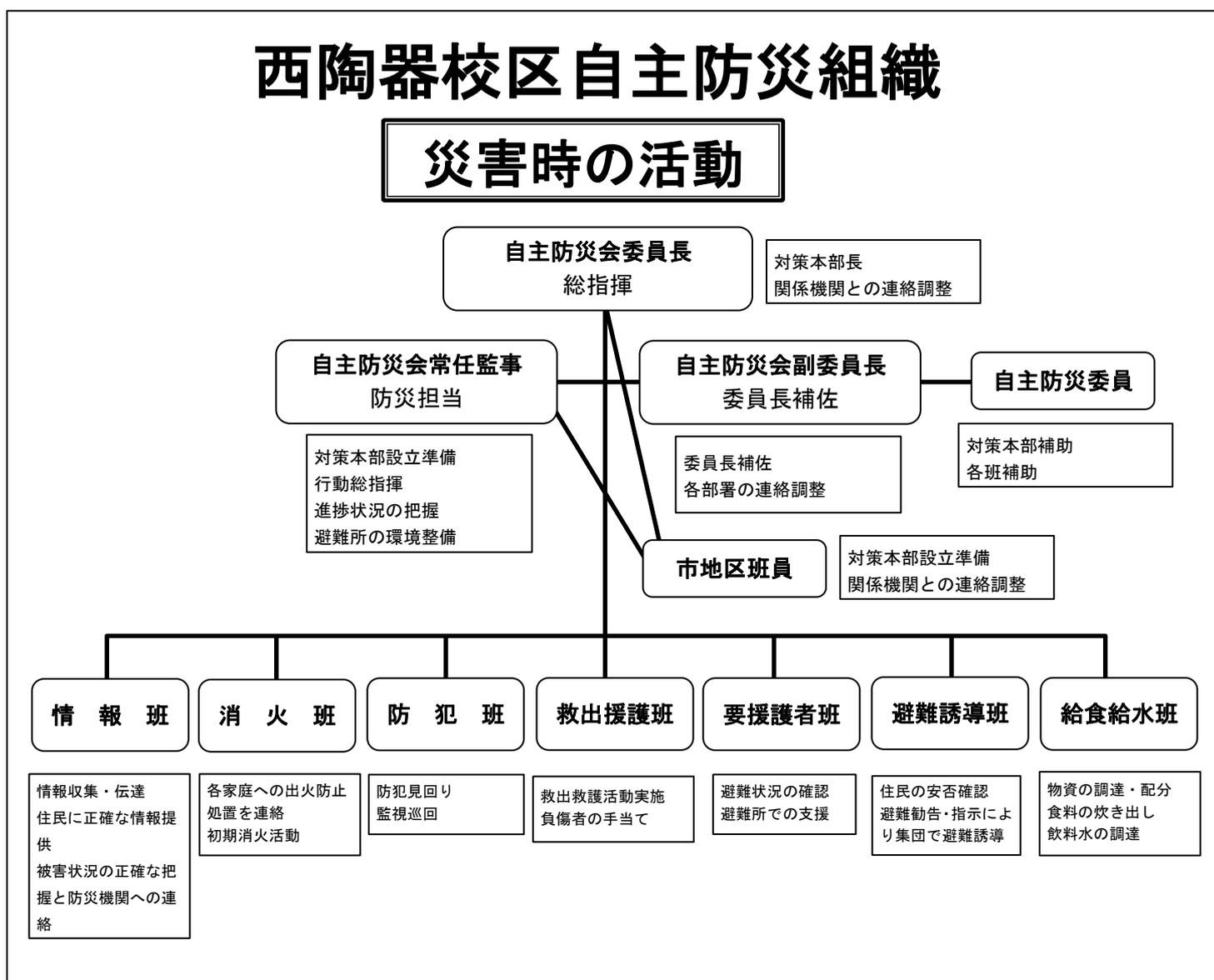


<災害時>

▶災害時の自主防災組織活動のイメージ

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震災害時においては、公助による支援が行き届かないため、発災後3日～7日間は地域コミュニティによる自助・共助における対応が重要である。このため発災時には、校区の自治連合協議会や自主防災組織が基軸となり、地域内各種団体等により組織された「校区非常対策本部」「初動対策本部」「避難所運営本部」、町会単位の組織を基軸とする「各町会初動対策部」、また各班・隣組などの最少単位の地域コミュニティで組織された「隣組対策班」が相互に連携・補完し、地域の資源を最大限に活用した災害対応を実施していくことが肝要である。

▶災害時の自主防災組織図



(2) 西陶器校区自治連合会

- ・ 単位自治会 7自治会

(3) 西陶器校区福祉委員会

- ・ 自治連合会 13団体 4学校関係

(4) 地域コミュニティ活動における組織

- ・ 民生委員児童委員会
- ・ スポーツ推進委員会
- ・ 交通指導委員会
- ・ 青少年指導委員会
- ・ 老人クラブ連合会
- ・ 連合こども会
- ・ 保護司会
- ・ 遺族会
- ・ 更生保護女性会
- ・ 母子寡婦福祉会
- ・ 少年補導員
- ・ 西陶器小学校 PTA
- ・ 泉ヶ丘東中学校 PTA
- ・ 校区防犯委員会

※巻末【参考資料】を参照

【資料編】

1. 災害対応関連施設の鍵の保管者名簿.....	資 1
(1) 災害時避難所(小学校、中学校、高校).....	資 1
(2) 地域会館.....	資 1
(3) 消防ポンプ車.....	資 1
(4) 災害用資器材倉庫.....	資 1
(5) 災害用備蓄倉庫.....	資 2
2. 災害時の連絡体制.....	資 2
(1) 無線機.....	資 2
(2) 災害時優先電話.....	資 2
3. 指定避難所内災害用資器材・備蓄物資一覧.....	資 3
4. 連合備蓄倉庫 資器材・備蓄物資一覧.....	資 4
5. 最寄りのマンホールトイレ設置公園一覧.....	資 5
6. 校区内指定避難所一覧.....	資 5
7. 最寄りの広域避難場所一覧.....	資 6
8. 校区内一時避難場所一覧.....	資 6
9. 区内福祉避難所一覧.....	資 6
10. 区内防災関係機関連絡先一覧.....	資 6

1. 災害対応関連施設の鍵の保管者名簿

(1) 災害時避難所(小学校、中学校、高校)

西陶器小学校：通用門／体育館／校舎／備蓄倉庫

役職	氏名	住所	電話(自宅)	電話(携帯)
連合会長				

○ 中学校：通用門／体育館／校舎／備蓄倉庫

役職	氏名	住所	電話(自宅)	電話(携帯)

○ 高等学校：通用門／体育館／校舎／備蓄倉庫

役職	氏名	住所	電話(自宅)	電話(携帯)

(2) 地域会館

○地域会館 校区：正面玄関／その他

役職	氏名	住所	電話(自宅)	電話(携帯)
連合会長				

(3) 消防ポンプ車

○所在地： _____ (公園内)

役職	氏名	住所	電話(自宅)	電話(携帯)

(4) 災害用資器材倉庫

○所在地： 田園 570 (西陶器小学校空地)

役職	氏名	住所	電話(自宅)	電話(携帯)
連合会長				

3. 指定避難所内災害用資器材・備蓄物資一覧

西陶器小学校内コンテナ倉庫

項目	品名・仕様など	各コンテナ内数量
仮設トイレ	ベンクイックなど	2
簡易トイレ	サニターⅡ	8
トイレットペーパー	芯なし 150m×48 ロール／箱	1
生理用品	24 個入り/1 袋	3
発電機セット	発電機	1
	燃料携行缶（20ℓ）	1
	ガソリン缶（1ℓ缶×4本／箱）	1
	オイル（1ℓ缶×1本）	1
	ハロゲンライト	1
	ライトスタンド	1
	運搬用台車	1
	コードリール（30m）	2
毛布	アルミ真空パック	360
サルベージシート	5.4m×5.4m	5
万能斧	330mm、770g	3
ハンマー（両口）	3.6 kg、900mm 柄付	3
小ハンマー	—	65
救助用ロープ	径 12mm×20m	3
ノコギリ	バクマソー300mm 木柄式	5
スコップ（丸パイプ柄）	特選木柄ショベル、850mm 程度	5
バール	1200mm	1
バール	平バール、900mm 尾平	5
バール	750mm	2
バール	500mm	1
ツルハシ	片ツル、1.8kg、900mm 柄付	3
ボルトクリッパー	BC-750	2
軍手	すべり止め付き（1ダース）	3
折りたたみ式担架	5.5 kg、188cm×47cm×3cm	1
災害用優先電話機	プラスチックケースに一式格納	1
マンホールトイレ関係	テント（内・1張り障害者用）・便器	5
	エンジン式ポンプ・吸管・ホース各1	1
	ガソリン缶（1ℓ缶×4本／箱）	1

西陶器小学校内 (階)

資器材名	数量

泉ヶ丘東中学校内 (階)

資器材名	数量

4. 連合備蓄倉庫 資器材・備蓄物資一覧

西陶器小学校体育館 裏

資器材名	品名・仕様など	数量
アルミボール	担架用	7
アルミロールマット	36 入り	118
カセットコンロ		11
脚立	大	1
脚立	小	1
車いす		1
コードリール		1
工具セット		1
五徳セット		3
ジャッキ		2
担架	折りたたみ式	1
担架		1
台車		1
単 2 電池		20
単 3 電池		20
電池	ダイナモ付	9
茶瓶		1
ツルハン		3

テントの幕		10
燃料携行缶		1
発電機		2
ハローゲンライト		1
ハンマー（両口）		3
ハンマー		4
バール		5
バケツ		36
バケツ（大）		5
パネル	3.6	10
ブルーシート	5.4×5.4	13
ブルーシート	3.6×5.5	5
プールセット		1
ヘルメット	黄色 30 個 白色 10 個	40
ポール	木製	8
ボルトクリッパー		2
メガホン		1
毛布	アルミ真空パック	180
毛布	10 枚入	36
リヤカー	折りたたみ式	1
ロープ（救助用）		3
ロープ	10 m	2
ロールシート（大）	7×12	3
軍手	ダース	2
砂袋	ダース	2
プラカード	各自治会名	8
バインダー		20
看板		2

5. 最寄りのマンホールトイレ設置公園一覧

公園名	收容可能人員	所在地	連絡先
—	—	—	—

6. 校区内指定避難所一覧

施設名	收容可能人員	所在地	連絡先	避難所種別
西陶器小学校	802 人	堺市中区田園 570	236-0035	風水害・地震
泉ヶ丘東中学校	1,154 人	堺市中区陶器北 184	236-2421	風水害・地震

7. 最寄りの広域避難場所一覧

避難場所	収容可能人員	所在地	連絡先
陶器配水場及びその周辺	19,674人	堺市中区陶器北416番地1	

8. 校区内一時避難場所一覧

自治会名	収容可能人員	所在地	連絡先

9. 区内福祉避難所一覧

施設名	所在地	連絡先
(This table is currently empty or contains redacted information.)		

※福祉避難所とは、指定避難所では生活が困難となる方のため、指定避難所の開設後に開けることを想定した避難所として堺市が指定した施設。

10. 区内防災関係機関連絡先一覧

機関名	所在地	連絡先
中区役所	中区深井沢町2470番地7	270-8181
中保健センター	中区深井沢町2470番地7	270-8181
中消防署	中区深井沢町6番地6	277-0119

【様式編】

災害被害状況報告書（第 報）	様 1
----------------------	-----

【参考資料】

1. 各組織と役割.....	参 1
(1) 校区非常対策本部.....	参 1
(2) 初動対策本部.....	参 2
(3) 各町会初動対策部.....	参 3
(4) 各班・隣組対策班.....	参 4
(5) 避難所運営本部.....	参 5
(6) 避難所運営班.....	参 7
2. 避難行動の流れと実施事項（大規模地震災害）.....	参 8
(1) 住民の避難行動の流れ.....	参 8
(2) 避難行動の内容.....	参 8
3. 災害（地震発生）時に配慮が必要な方々への対応.....	参 11
(1) 配慮が必要な方々.....	参 11
(2) 配慮が必要な方々への対応.....	参 11
4. 福祉避難所への搬送.....	参 11
(1) 福祉避難所とは.....	参 11
(2) 福祉避難所等への搬送.....	参 11

※この資料は、校区内で具体的対策を練る際に参考として活用するもので現体制を表すものではない。

1. 各組織と役割

(1) 校区非常対策本部

1) 組織の役割

同組織は地域会館に置く。同校区における災害対策の全ての機能を司る組織である。

主に①初動対策本部と②避難所運営本部の指揮下で解決できない課題を集約し、自助・共助による災害対応をとりまとめ、必要に応じて行政の公助（区災害対策本部）との連携を行うなど災害対策における「総合調整」と「校区の意思決定」を行うことが主な役割である。よって、同組織は「初動対策本部」と「避難所運営本部」からの情報収集と整理に基づき意思決定を行い、「初動対策本部」と「避難所運営本部」のスムーズな運営を後方支援する。各組織との通信手段は低出力無線機で行い、状況に応じ、防災行政無線や衛星電話により通信を行う。

2) 役職に応じた業務内容

役職名称	業務内容
防災本部長 (1名)	校区全組織における長としての最終決定権者、各分野の執行役員から情報収集し、意思決定する。
防災副本部長 (2名)	防災本部長を補佐し、防災本部長不在の際は2名のうち何れかが防災本部長を代任する。必ず男女2名で構成する。
執行役員(1名) 【統括作戦担当】	初動対策本部の統括作戦担当を支援する。各執行役員が担当する課題を統括し、対策方針を検討する上で中核的な役割を担う。
執行役員(1名) 【情報担当】	初動対策本部・避難所運営本部の情報担当を支援する。初動対策本部・避難所運営本部からの情報収集、外部との発信手段の確保、その他通信に関係する業務全般を担う。
執行役員(1名) 【安否担当】	初動対策本部・避難所運営本部の安否担当を支援する。その他、安否に関する校区全体の課題を解決する
執行役員(1名) 【消火担当】	初動対策本部の消火担当を支援する。校区内で対応困難事案について、迅速的確に把握し、公助を要請する。
執行役員(1名) 【救出救護担当】	初動対策本部の救出救護担当を支援する。校区内で対応困難事案について、迅速的確に把握し、公助を要請する。
執行役員(1名) 【避難誘導担当】	初動対策本部の避難誘導担当を支援する。校区内で対応困難事案について、迅速的確に把握し、公助を要請する。
執行役員(1名) 【要支援者担当】	初動対策本部・避難所運営本部の要支援者担当を支援する。要支援者のほか傷病者の対応に関する事項で、対応困難事案について、迅速的確に把握し、公助を要請する。
総務担当 (5名)	校区非常対策本部において発生する全ての事務支援を行う。また、物資などの資源に関する内容について検討する。

(2) 初動対策本部

1) 組織の役割

同組織は地域会館に置く。同校区における災害対策の初動（倒壊家屋や火災の把握・通報・救出など）に関する全ての機能を司る組織である。主に単一町会の初動対策部の指揮下で解決できない課題を集約・整理し、自助・共助の視点から各町会初動対策部同士の助け合いを基本に各町会初動対策部に指示を行う。また自助・共助による各町会初動対策部の助け合いでは解決できない事案が発生した場合には、必要に応じ校区非常対策本部に情報を伝え、公助（区災害対策本部）との連携を要求する事が主な役割である。

よって、同本部組織は下部組織である各町会初動対策部からの「情報の収集」と「整理」に基づく意思決定を行い、同対策部を後方支援する。各組織との通信手段は低出力無線機で行うことを基本とする。

2) 役職に応じた業務内容

役職名称	業務内容
対策本部長 (1名)	初動対策本部における長としての最終決定権者、同本部内各分野の執行役員から情報収集し、各行動の意思決定を行う。必要に応じ、非常対策本部へ支援を要請することを意思決定する。
対策副本部長 (2名)	対策本部長を補佐し、対策本部長不在の際は2名のうち何れかが対策本部長を代任する。必ず男女2名で構成する。
執行役員(1名) 【統括作戦担当】	各町会初動対策部の統括作戦担当を支援する。各執行役員が担当する課題を統括し、対策方針を検討する上で中核を担う。
執行役員(1名) 【情報担当】	各町会初動対策部の情報担当を支援する。対策部から情報収集、外部との発信手段確保、その他、通信に係る業務全般を担う。
執行役員(1名) 【安否担当】	各町会初動対策部の安否担当を支援する。その他、避難所以外の地域全般の安否に関する課題を把握・解決する
執行役員(1名) 【消火担当】	各町会初動対策部の消火担当を支援する。校区内で対応困難事案について、対策部同士における共助を調整する。必要に応じ、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
執行役員(1名) 【救出救護担当】	各町会初動対策部の救出救護担当を支援する。校区内で対応困難事案について、対策部同士における共助を調整する。必要に応じ、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
執行役員(1名) 【避難誘導担当】	各町会初動対策部の避難誘導担当を支援する。校区内で対応困難事案について、対策部同士における共助を調整する。必要に応じ、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
執行役員(1名) 【要支援者担当】	各町会初動対策部の要支援者担当を支援する。要支援者のほか傷病者の対応に関する対応困難事案について、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
総務担当 (3名)	初動対策本部において発生する全ての事務支援を行う。また物資などの資源調達に関する内容について検討する。

(3) 各町会初動対策部

1) 組織の役割

同組織は町会館又は同地域内集会所等に置く。同町会における災害対策の初動（倒壊家屋や火災の把握・通報・救出など）に関する全ての機能を司る組織である。主に班や隣組による各班・隣組対策班の指揮下において解決できない課題を集約・整理し、自助・共助の視点から班・隣組による各班・隣組対策班の助け合いを基本に同班に指示を行う。また、自助・共助による助け合いでは解決できない事案が発生した場合には、必要に応じ、初動対策本部に情報を伝え、公助（区災害対策本部）との連携を要求する事が主な役割である。

よって、同対策部は下部組織である各班・隣組対策班からの「情報の収集」と「整理」に基づく意思決定を行い、各班・隣組対策班を後方支援する。なお、各組織間における通信手段は低出力無線機で行うことを基本とする。

2) 組織に応じた役割

組織名称	業務内容
本部長 (1名)	各町会初動対策部における長としての最終決定権者、同対策部内の各担当から情報収集し、各行動の意思決定を行う。必要に応じ、初動対策本部へ支援を要請することを意思決定する
副部長 (2名)	本部長を補佐し、本部長不在の際は2名のうち何れかが本部長を代任する。必ず男女2名で構成する。
統括作戦担当 (1名)	各班・隣組対策班における統括作戦担当を支援する。各担当が担任する課題を統括し、対策方針を検討する上で中核を担う。
情報担当 (1名)	各班・隣組対策班における情報担当を支援する。各班・隣組対策班からの情報収集、外部との発信手段確保、その他通信に係る業務全般を担う。
安否担当 (1名)	各班・隣組対策班における安否担当を支援する。その他、避難所以外の地域全般の安否に関する課題を把握・解決する
消火担当 (1名)	各班・隣組対策班における消火担当を支援する。町会内の対応困難事案について、各班・隣組対策班同士における共助を調整する。必要に応じ、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
救出救護担当 (1名)	各班・隣組対策班における救出救護担当を支援する。町会内で対応困難事案について、各班・隣組対策班同士における共助を調整する。必要に応じ、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
避難誘導担当 (1名)	各班・隣組対策班における避難誘導担当を支援する。町会内で対応困難事案について、各班・隣組対策班同士における共助を調整する。必要に応じ、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
要支援者担当 (1名)	各班・隣組対策班における要支援者担当を支援する。要支援者のほか傷病者の対応に関する対応困難事案について、公助の要否を判断し、必要な場合、統括作戦担当に伝える。
総務担当 (3名)	各町会初動対策部において発生する全ての事務支援を行う。また物資などの資源調達に関する内容について検討する。

(4) 各班・隣組対策班

1) 組織の役割

同組織は班又は隣組など地域コミュニティ最小の組織に置く。班・隣組における災害対策の初動（倒壊家屋や火災の把握・通報・救出など）に関する全ての機能を司る組織である。主に班や隣組によって全ての作業を実施すると共に解決できない課題については、統括作戦担当が集約・整理し、自助・共助の視点から各町会初動対策部に報告し、班・隣組による助け合いを行う。

また自助・共助による助け合いでは解決できない事案が発生した場合には、必要に応じ各町会初動対策部に情報を伝え、迅速に公助（区災害対策本部）との連携を要求する事が主な役割である。各班・隣組対策班は最末端組織であるため「情報収集」と「整理」に基づき意思決定は自ら行う。各組織間における通信手段は低出力無線機で行うことを基本とする。

2) 役職に応じた業務内容

役職名称	業務内容
班長 (1名)	各班・隣組対策班における長としての最終決定権者、同対策班内の各担当者から情報収集し、各行動に関する意思決定を行う。また必要に応じ、各町会初動対策部へ支援を要請することを意思決定する。
副班長 (2名)	班長を補佐し、班長不在の際は2名のうち何れかが班長を代理する。必ず男女2名で構成する。
統括作戦担当 (1名)	各担当が所管する課題を整理し、対策方針を検討する上で中核を担う。
情報担当 (1名)	各班・隣組における災害情報（火災や倒壊、避難者の情報）を別紙様式（災害被害状況報告書）を用い、収集整理し、班長や班員と共有し、町会初動対策部へ報告する。また、外部との情報発信手段の確保等、通信に係る業務全般を担う。
安否担当 (1名)	各班・隣組における安否確認を行う。その際、支援が必要となった場合には、統括作戦担当に報告する。
消火担当 (1名)	各班・隣組における消火活動及び防火活動を行う。各班・隣組内の対応困難事案について、支援が必要な場合は、統括作戦担当に伝える。
救出救護担当 (1名)	各班・隣組における救出救護を行う。その際、支援が必要となった場合には、統括作戦担当に伝える。
避難誘導担当 (1名)	各班・隣組における避難誘導を行う。その際、支援が必要となった場合には、統括作戦担当に伝える。
要支援者担当 (1名)	各班・隣組において民生委員児童委員などと連携し、要支援者対応を行う。その際、支援が必要となった場合には、統括作戦担当に報告する。傷病者の対応や即時の対応が必要な事案については、可及的速やかに統括作戦担当に伝える。
総務担当 (3名)	各班・隣組において発生する全ての事務支援を行う。また物資などの資源調達に関する内容について検討する。

(5) 避難所運営本部

1) 組織の役割

同組織は西陶器小学校体育館に置く。同校区における避難所運営に係る全ての機能を司る組織である。災害発生時から72時間を想定した組織であり、72時間以降（4～5日目程度）から長期的な避難所生活者が確定してからは、同運営本部が中核となり、主に避難者で構成される「避難所運営委員会」に避難所の運営を引き継ぐ。その際、同運営本部は避難所運営委員会においてどのように位置づけるのかに関しては、発災前からの「避難所運営委員会」としての活動状況による。そもそも、避難所運営委員会と実質避難者における組織が相違ない場合には、必ずしも別に「避難所運営委員会」を組織する必要はない。

また同組織の主な業務目的は、全ての避難者が安全で心身ともに健康な避難生活を確保するための環境を整えることであり、また、これを実現するために自助・共助で賄うことのできない公助の支援が必要な場合には、適切な量と質を明確にした上で、校区非常対策本部に対する依頼など調整役を担う。

また、時間経過と共に避難所には、避難者のみならず避難者を支援するボランティアのほか行政関係者、事業所など様々な人が出入りすることになるが、避難所における犯罪の防止や入所の管理について確実に実施する必要がある。各担当における業務は以下の表を参照ください。

2) 役職に応じた業務内容

役職名称	業務内容
本部長 (1名)	避難所運営本部における長としての最終決定権者、同本部内各分野の執行役員から情報収集し、各行動の意思決定を行う。必要に応じ、非常対策本部へ支援を要請することを意思決定する。
副本部長 (2名)	本部長を補佐し、本部長不在の際は2名のうち何れかが本部長を代任する。必ず男女2名で構成する。特に避難所における女性の視点が重要となるため、女性の副本部長は同避難所において極めて重要な役割を担う。
執行役員(1名) 【統括作戦担当】	各執行役員が担当する課題を統括し、対策方針を検討する上で中核を担う。
執行役員(1名) 【受付・総務担当】	避難所運営班における受付・総務班を支援する。受付及び総務業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【情報・広報担当】	避難所運営班における情報・広報班を支援する。情報及び広報業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【物資・施設管理担当】	避難所運営班における物資・施設管理班を支援する。物資及び施設管理業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し、非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【救護・衛生担当】	避難所運営班における救護・衛生班を支援する。救護及び衛生業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し、非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【安否・被災者支援担当】	避難所運営班における安否確認・被災者支援・対応班を支援する。安否確認及び被災者支援業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し、非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【給食・給水担当】	避難所運営班における給食・給水班を支援する。給食及び給水業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し、非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【要支援者担当】	避難所運営班における要支援者班を支援する。要支援者支援業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し、非常対策本部へ報告する。
執行役員(1名) 【居住班担当】	避難所運営班における居住班を支援する。居住業務における課題を集約し、必要に応じ執行役員(統括作戦担当)と対応策を検討し、非常対策本部へ報告する。

(6) 避難所運営班

1) 組織の役割

同組織は西陶器小学校体育館に置く。同避難所を運営する上において必要な全ての業務を実施する。また事前に設置する「運営班」のみでは対処できない事案が多々発生するので、都度、避難所運営本部の執行役員と相談し、必要に応じて新たな班を設置し、避難所のニーズにきめ細やかに対応した運営を目指す。また、避難所運営における業務の詳細に関しては、別に定める「西陶器校区避難所運営マニュアル」に記載する。

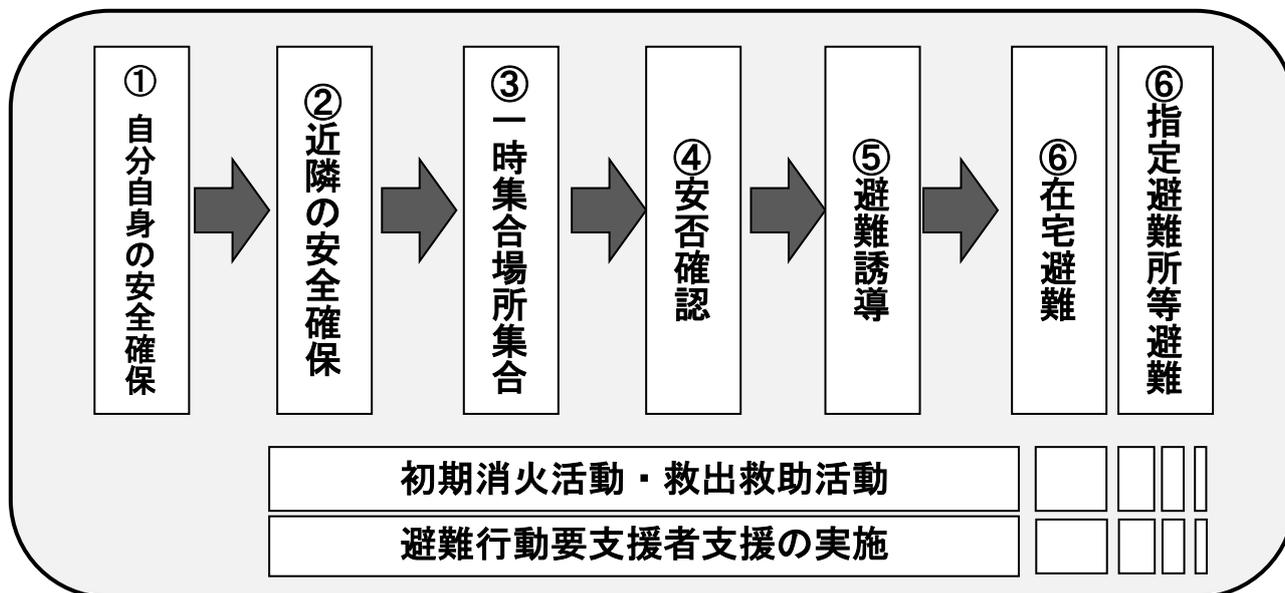
2) 各班の業務内容

役職名称	業務内容
受付・総務班 (13名)	避難者の受付及びボランティア・行政などの受付に関する業務を実施する。また新たな組織の設置に関する窓口を担う。
情報・広報班 (8名)	避難所内におけるニーズ調査を実施し、新たに設置する具体的業務につなげる。また避難所運営委員会で確定したルールや情報を発信する。
物資・施設管理班 (13名)	避難所に到着する各種物資の整理及び在庫管理、避難者への分配などを行う。また施設内の什器設備に関する不備が生じた場合、その調達に至る事項を調整する。
救護・衛生班 (8名)	避難所到着時の初期においては、外傷を中心とする傷病者の手当てを行う。また市が派遣する保健師と連携し、避難所での生活に適應できない避難者を福祉避難所へ移送するための選別に係る情報提供などを実施する。また72時間以降は感染症など対策に関する指揮をとる。
安否確認・被災者支援・対応班 (7名)	安否確認リストと避難所において実施する安否確認結果を照合し、行方不明者の特定を行う。また、その情報を可及的速やかに避難所運営本部へ伝え、迅速な行方不明者の搜索活動に寄与する。また物資等の必要数把握を目的とした避難者把握を実施する。
給食・給水班 (23名)	72時間までは給水活動を優先して実施する。炊出しについては、食材の調達状況や調達した食材により適宜実施する。同人数は必要最低限の人数であり、避難者同士の助け合いが最も盛んに行われる業務であり、積極的に避難者自身で実施するよう検討する。
要支援者班 (8名)	民生委員児童委員等と連携し、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児などの避難支援を行う。避難生活における女性の視点は極めて重要であることから、男4人女4人以上で班を構成する。
居住班 (18名)	居住する部屋や班などに応じて居住班を設置する。居住する地区(班)の代表者であり、居住区ごとに班を設置する。この際、平時での生活圏やコミュニティを優先してください。

※詳細は西陶器校区避難所運営マニュアルをご参照ください。

2. 避難行動の流れと実施事項（大規模地震災害）

(1) 住民の避難行動の流れ



(2) 避難行動の内容

▶①自分自身の安全確保

初期微動⇒緊急地震速報⇒命を守る行動⇒本震⇒火災予防

●緊急地震速報等を受けたときの行動

※「緊急地震速報」とは、

*地震の初期微動と本震による揺れの違いを活用した仕組みで、体に感じない揺れが発生した場合に、この揺れをもとに本震を予測し、大きな揺れが発生する地域に所在する人に揺れがくることを事前に知らせるシステムである。

最大震度5弱以上と推定される地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域にスマホや携帯電話であれば緊急速報メール、テレビやラジオなどのメディアを通じて強い揺れが来る前に通知するものである。スマホや携帯電話は受信可否が機種により異なるため事前確認が必要である。

【参考】地震の特徴

地震の種類	震源	揺れ	津波	周期
内陸活断層型	陸	激しく短い 10～数十秒	なし	1000～ 1万年
海溝型	海	大きく長い 1分以上	あり	90～ 150年

●強い揺れを感じた時の行動

- ・慌てず落ち着いて、危険な場所(背の高い家具やガラスの戸の近く)から離れる。
- ・座布団やバッグなど身近にある物で頭を保護し、丈夫なテーブルなどの下に身をかくす。
- ・火元が身近にあれば消し、離れた場所であれば無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかない。(都市ガスが震度5以上で自動的に遮断)
- ・高層住宅の高層階は長時間揺れる場合がある。

●揺れがおさまったからの行動

○個人の行動(★まず火を出さない!!⇒近所で安否確認、救出救護、消火防火の確認)

- ・火災発生要因の確認。ガスの元栓及びブレーカーの遮断を確認する。
- ・家族の安否を確認する。外出家族との連絡には「伝言ダイヤル171」等を活用。
- ・玄関ドアなどを開放し、避難路を確保する。
- ・自宅の被害を確認する。(室内ではスリッパや靴を履く)

▶②近隣の安全確保(★各班・隣組対策班で実施する事項)

- ・班や隣組など地域内における最も小さなコミュニティごとに実施する。
 - ・住民同士で隣家への声掛けを行う。この際、単身の高齢世帯など一人で家具に挟まれ動くことのできない住民がいることを想定し、班・隣組で確認漏れのないよう各自役割分担し1軒1軒調査する。
 - ・また全員の安否を確認する際、火災発生要因がないか?(通電火災を起こさせないようブレーカーを遮断したか?)などを確認する。
 - ・テレビやラジオ、メールなどで正確な情報(津波や災害状況等)を入手する。
- ★この際、家屋の倒壊や火災の発生(ガスの臭気など)がある場合には、班や隣組内で解決できない可能性があるため、直ちに初動対策部へ救援を要請する。また班や隣組内全ての確認が終了した場合は、初動対策部へ報告し、隣接する班や隣組で救援要請があれば活動できるよう人員の確保と資器材の準備を開始する。

▶③一時集合場所集合(※班や隣組、自治会単位で事前に決めておく)

- ・避難を開始する時は、自宅の電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、非常持ち出し品を携帯し戸締りの後、徒歩で地域の一時集合場所に向かう。また避難をする際、隣家へ声掛けを行う。この際、要支援者宅については、避難済であることを知らせる赤旗などルールを定めておく。
- ・なお、上述の「近隣の安全確保」において、班や隣組で安否確認及び火災防止策が完了している場合には、それを対策部で集計できるよう運営していれば集合する必要がない。しかし、自治会で一時集合場所を定めている場合や対策部としての集約機能や手段がない場合には、対策部に該当する一時集合場所で情報の集約を行う。またこの際、対策班ごとに一時集合場所を定め組織として機能させるのか、対策部ごとに一時集合場所を定め組織と

して機能させるのかについては、地域コミュニティの状況を優先して、コミュニティごとに設定することが良い。

▶④安否確認（※班や隣組、自治会単位で事前に決めておく）

- ・一時集合場所において安否確認を実施する。対策班ごとに安否確認を実施し、対策部で情報を集約できる組織と手段があれば良いが、通常は現状の体制を鑑みると、対策班ごとに収集した情報を対策班長が一時集合場所に持ち込み、対策部で集約する方法が最も現実的な方法である。この場合、必要に応じて、別紙様式(災害被害状況報告書)等を活用し確認を行う。

▶⑤避難誘導（※班や隣組、自治会単位で事前に決めておく）

- ・一時集合場所において安否確認を実施し、対策班若しくは対策部ごとに安否確認を実施し、建物被害の状況や傷病者の状況により、対策部で管轄する自治会館や集会所などの避難場所、公助による手当や緊急を要する場合の搬送や避難について、避難誘導担当が各班を先導する。なお、上記の安否確認や火災予防と同様に、対策班ごとに避難の可否を判断し、避難する必要がない場合には自宅での在宅避難として、その後、対策部ごとに避難誘導に関する支援の有無を待つ。また在宅避難を選択する場合は、木造家屋の場合には耐震化の状況や建築年などで合理的に事前に把握することが重要である。また高齢者の単身世帯などは、余震による心理的不安から避難を希望する場合は、避難場所への避難を選択することも可能である。この際、避難生活による体調悪化が起こらないよう常備薬などの持参を必ず確認する。また、指定避難所に避難させる場合には、初動対策本部において避難者数を一定把握した上で、避難所運営本部に確認を行った上で避難所への誘導を開始する。

▶⑥在宅避難・指定避難所等避難（事前に把握しておく）

- ・建物の建築年や住宅の密集状況、道路の幅員などを踏まえ、在宅避難で対応すべき地域と、指定避難所若しくは地域の自治会館や集会所へ避難を要する地域をある程度明確しておく必要がある。指定避難所への避難は多くても最大1,500名程度の収容数しかなく、また十分な食料や飲料水が備蓄されている状況でもなく、限られたスペースが確保されているのみである。よって、指定避難所へ避難したことが心的ストレスの原因になったり、体力の低下につながったり、感染症に感染したりする可能性が否めない状況である。よって、家屋の倒壊や火災の影響がなければ、無理に避難することなく、自宅に備蓄用品を備え、在宅避難することが得策と言える。なお、在宅避難において重要なことは、高齢者や体の不自由な方が、避難することができずに在宅避難を余儀なくされている場合があるため、対策班ごとの聞き込みなどで、それを把握し、透析が必要な傷病者などすぐに対応が必要な世帯は事前に把握し、この対応策を隣近所や初動対策部において事前に話し合う必要がある。

3. 災害（地震発生）時に配慮が必要な方々への対応

(1) 配慮が必要な方々

地域には、単独で移動が困難な方、お薬や医療装置が常に必要な方、日常生活で介助が必要な方、精神的に著しく不安定な状態を来す方、言語、文化、生活習慣への配慮が必要な方など様々な方が生活している。このような方々は、平時における日常生活においても配慮を要するが、災害発生時のようにライフラインの停止などが発生するとより生活が困難になる。

このような方々は堺市が実施する避難行動要支援者名簿で該当者に「自治会へ情報を開示して良い」と回答のあった方だけで約1万件登録されており、同校区においても別添資料の通り、この西陶器校区だけでも●●名居住されている。この数字は、行政が当事者に回答をもらい把握しているだけの数字で統計上はこの約5倍の方が居住していると考えられる。よって、地域コミュニティにおける平時の様々な活動においてこれらの方々と接点を持ち事前に把握し、災害時における避難の要否や救助の要否など広く周知しておくことが重要となる。

(2) 配慮が必要な方々への対応

- ・視覚が不自由な方には、分かり易い口調で複数回繰返し伝え、誘導は腕をつかんでもらい、ゆっくり歩くよう注意する。
- ・聴覚が不自由な方には正面から口を大きく動かしゆっくり伝える。煽らないよう注意する。
- ・肢体が不自由な方には、車椅子や担架などを利用、或いは背負って早めに避難するよう心がけ、車椅子の搬送において階段では3人以上で援助し、後ろ向きに降りる。
- ・地域で保有している搬送用資器材(担架、リヤカーなど)の所在を把握し、日常から地域で搬送訓練など実施しておくようにする。

4. 福祉避難所への搬送

(1) 福祉避難所とは

「福祉避難所」とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がなされている避難所のことをいう。

(2) 福祉避難所等への搬送

福祉避難所の開設は、発災後、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができたうえで、区災害対策本部からの要請に応じて開設するため、福祉避難所等に避難行動要支援者を搬送する場合は、区災害対策本部の指示に従い搬送する。

※福祉避難所の入所対象者は、

- ◆指定避難所での生活が困難と判断された場合。
- ◆高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活に支障を来すことが予想され、特別な配慮を要する方が対象となる。